

一般社団法人龍禅寺町自治会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人龍禅寺町自治会と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を浜松市中区に置く。

(目的及び事業)

第 3 条 当法人は、会員の安全、衛生、環境、福祉、支援、親睦、交流、連絡、その他会員に共通する利益の向上を図ることを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 環境衛生に関する事業

(2) 防犯、防火、災害に関する事業

(3) 会員間の相互扶助、支援、親睦に関する事業

(4) 会員間の連絡、交流に関する事業

(5) 子供、老人、婦人等の団体及びグループ活動の育成支援に関する事業

(6) 市行政機関、その他官公署との連絡及び協力に関する事業

(7) 他自治会及び関連団体との連絡及び協力に関する事業

(8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲載する方法により行う。

第 2 章 社 員

(社員及び賛助会員の資格)

第 5 条 当法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第 1 1 条第 1 項第 5 号等に規定する社員とする。

2. 正会員は、静岡県浜松市中区龍禅寺町地区に住民登録をした住民のうち世帯を代表する者及び同地区に本店・支店又は事務所の登記がされている会社及び法人とする。

3. 前項に該当しない個人又は団体(法人の工場・事務所・営業所・その他これに準ずるもの)は、当法人の事業を賛助するため、賛助会員になることができる。

(入 会)

第 6 条 当法人の成立後正会員又は賛助会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をしなければならない。

(会費の支払義務)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。本条の会費は、法人法第 2 7 条に規定する経費とする。

(会員名簿)

第 8 条 当法人は、正会員及び賛助会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第 3 1 条に規定する社員名簿とする。

2. 当法人の正会員及び賛助会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第 9 条

正会員又は賛助会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、やむを得ない事由があるときを除き 1 か月前までにするものとする
 - (2) 正会員資格の喪失
 - (3) 会員が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
 - (4) 法人又は団体が解散又は破産したとき
 - (5) 賛助会員が工場・事務所・営業所等を廃止又は廃業したとき
 - (6) 正会員全員の同意
 - (7) 除名
2. 正会員又は賛助会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第 30 条及び第 49 条第 2 項第 1 号の定めるところによるものとする。

第 3 章 社 員 総 会

(構 成)

第 10 条

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(権 限)

第 11 条

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬額等の額
- (4) 収支予算案の承認
- (5) 計算書類の承認
- (6) 社員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招 集)

第 12 条

当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。
3. 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議長)

第 13 条

社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使)

第15条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を前条の議決権に算入する。

(議決権の代理行使)

第16条 社員は、当法人の社員又は同居の親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。この場合において、第14条の規定の適用については出席したものとみなす。

(社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(役員の設置)

第18条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とする。
3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2. 当法人の理事は、当法人の会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することができる。
- 3. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2. 会長は、法令及び定款で定めるところにより、当法人を代表し会務を総理する。
- 3. 副会長は会長を補佐して、業務を執行する。また、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

- 第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
3. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第 5 章 理 事 会

(構成)

- 第23条 当法人に理事会を置く
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第24条 理事会は、この定款に別段に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第25条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
2. 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

- 第26条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

- 第27条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

- 第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

- 第29条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(委員会)

第30条 理事会に、環境衛生、防犯・防火、防災、総務等の各委員会を置くことができる。

2. 委員会の委員は、理事会の決議で定める。

3. 委員会に委員長を置き、各委員会の委員の互選で定める。ただし、委員長は、理事とする。

(職務の執行状況の報告)

第31条 会長及び副会長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事(代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事)及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章

計

算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(計算書類等の備置き)

第35条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第36条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第 7 章

解 散 及 び 清 算

(解散の事由)

第37条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

(1) 社員総会の決議

(2) 社員が欠けたこと

(3) 合併(合併により当法人が消滅する場合)

(4) 破産手続開始の決定

(5) 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第39条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

静岡県浜松市中区龍禅寺町375番地	鈴木 良孝
静岡県浜松市中区龍禅寺町364番地の1	山下 修
静岡県浜松市中区龍禅寺町308番地	鈴木 宏幸
静岡県浜松市中区龍禅寺町251番地の2	内山 一雄

(設立時役員)

第40条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	鈴木 良孝	山下 修
	鈴木 宏幸	内山 一雄
	西村 博行	梶 健二
	北村 武之	長谷川尚也
	鈴木 厚志	藤田 昇吾

設立時監事 平野 俊行

設立時代代表理事(会長) 静岡県浜松市中区龍禅寺町375番地 鈴木 良孝

(最初の事業年度)

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第42条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。